

事務局 長
教務部 長
学生部 長
図書館 長 殿
医学教育部 長
病院 長
防衛医学研究センター長

防衛医科大学校長
(公印省略)

防衛医科大学校学生センター管理運営委員会の
設置について (通達)

改正 平成元年 5月29日
平成 7年 3月31日
平成 8年10月 1日
平成23年12月27日
平成28年 3月31日
平成29年 3月30日
令和 5年 6月30日

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

(設置)

- 1 防衛医科大学校学生センター (以下「学生センター」という。) の管理運営に関する事項を審議するため、学生センター管理運営委員会 (以下「委員会」という。) を置く。

(構成)

- 2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 委員長 学生部長

(2) 副委員長 総務課長

(3) 委員

ア 厚生課長、主計課長、管理施設課長、医学教育研修センター事務長、学生課

長、主任訓練教官、病院企画調整官及び防衛医学研究センター事務長
イ 教官のうちから学校長の指名する者 若干名

(4) 前号イの委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(審議事項)

3 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 学生センターの管理運営に関する事項

(2) その他学生センターに関する事項

(会議)

4 委員会は、必要に応じ、その都度委員長が招集する。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

6 委員会の庶務は、学生部学生課において行う。

附 則

この通達は、令和5年7月1日から施行する。